

未来に向かって環境のトータルアドバイザー

# RIKKA REPORT

立華株式会社 静岡県富士市本市場 422 01 〒416-0906 : 清水営業所  
TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654 URL <http://www.rikka.co.jp> E-mail [info@rikka.co.jp](mailto:info@rikka.co.jp)

大気汚染防止法の一部を改正する法律案が閣議決定され、水銀排出施設に係る届出を創設するとともに、水銀排出施設から水銀等を大気中に排出する者に排出基準の遵守等が義務付けられます。

## 〈法律案の概要〉

1. 一定の水銀排出施設の係る届出制度の創設
2. 届出対象の水銀排出施設の水銀濃度の排出基準の遵守義務付け
3. 届出対象外であっても排出量が相当程度である施設の排出抑制の自主的取組

## 〈施行期日〉

水銀条約が効力を生ずる日から2年以内で政令で定める日

(平成27年1月末現在で10カ国が締結されており、国連環境計画(UNEP)によれば、効力の発生は平成28~29年になる見通しです。)

水銀排出施設排出口から排出されるばい煙および揮発性有機化合物中の水銀濃度測定についてのお問い合わせは、下記担当者まで

環境分析部	加藤雅士
環境調査課	後藤 彰、広瀬崇史
営業部	望月久彰

富士市本市場422の1 TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654

## 1. 背景および規制対象

世界規模で水銀対策を行う必要性が認識され、平成22年から条約作成のための政府間交渉が開始されました。平成25年10月には、我が国がポストを努めた国連環境計画主催の外交会議において、水銀に関する水俣条約が採決されました。

これを受け、水銀に関する水俣条約の大気排出関係規制として、下記5種類の発生源から排出される大気中の水銀及び水銀化合物が規制対象となります。

### 【規制対象施設】

- ①石炭火力発電所
- ②産業用石炭燃焼ボイラー
- ③非鉄金属<sup>(※1)</sup>製造用の精錬・焙焼工程  
(※1)鉛、亜鉛、銅及び金(零細小規模採掘以外)
- ④廃棄物焼却設備
- ⑤セメントクリンカー製造設備

## 2. 法律案の概要

### (1) 水銀排出施設に係る届出制度

一定の水銀排出施設の設置とするときは、次の事項を都道府県知事に届け出なければなりません。

- ①氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者氏名
- ②工場又は事業場の名称及び所在地
- ③水銀排出施設の種類
- ④水銀排出施設の構造
- ⑤水銀排出施設の使用方法
- ⑥水銀等の処理方法

また、上記④～⑥を変更しようとするときも届け出なければなりません。

### (2) 水銀等に係る排出基準の遵守義務等

届出対象となる水銀排出施設排出口<sup>(※2)</sup>の排出基準を定め、当該施設から水銀等を大気排出する者は、この排出基準を遵守するとともに、当該水銀排出施設に係る水銀濃度を測定し、その結果を保存しなければなりません。

また当該施設が基準を遵守していないときには、都道府県知事が必要に応じて改善勧告・命令できます。

(※2)排出口とは、ばい煙発生施設において発生するばい煙、揮発性有機化合物排出施設に係る水銀等を大気中に排出するために設けられた煙突その他の施設の開口部です。

(3) 要排出抑制施設の設置者の自主的取組

届出対象外であっても、水銀等の排出量が相当程度ある施設(要排出抑制施設)において抑制排出のため、下記自主的取り組みが責務として求められます。

- ①自ら遵守すべき基準の作成
- ②水銀濃度を測定し、その結果を保存
- ③大気中への排出を抑制するために必要な措置を講じるとともに、当該措置の実施状況およびその評価を公表

(4) その他

罰則等の整備を行う予定です。

### 3. 施行期日

水銀条約が効力を生ずる日<sup>(※3)</sup>から2年以内で政令で定める日

(※3)平成25年10月に熊本県で開催された外交会議において「水銀に関する水俣条約」が採決され、署名が開始されました。この条約は50カ国が締結してから90日後に効力が発生します。

平成27年1月末現在で10カ国が締結されており、国連環境計画(UNEP)によれば、効力の発生は平成28~29年になる見通しです。

# RIKKA TOPICS

## 「第22回富士山麓ブナ林創造事業」に弊社も協力させて頂きました。

富士山麓の自然を守るために富士市が取り組んでいます「第22回富士山麓ブナ林創造事業」に、ブナ苗木20本を富士市に寄贈しました。

この事業は、富士山麓の貴重な自然を市民、企業、行政が一体となって適正に保全・創造し、後生に継承していくために、富士市が平成6年から取り組んでいる植樹事業です。



本年4/29(祝)に開催された富士山麓の市有林伐採跡地での植樹には弊社従業員とその家族11名が参加し、寄贈したブナ苗木を植えました。

このような自然保護活動を通じ、環境に携わっている会社として、微力ではありますが地域皆様のために今後も協力させて頂きます。